

鳥取市地元芸術家活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、鳥取市地元芸術家活用支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、市民による地元芸術家の活用を促進することにより、本市における文化芸術人材の発掘・育成及び本市の文化芸術活動の持続・発展に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において実施され、本市在住又は出身の芸術家（以下「地元芸術家」という。）の発表の機会を設ける事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、本補助金を交付しない。

(1) 営利を目的とする事業

(2) 宗教団体又は営利団体の宣伝を目的とする事業

(3) 学生によるサークル活動

(4) 主たる目的が、観光、スポーツ、学術振興など文化振興以外を目的とする事業

(5) 2,000円を超える入場料を徴収する事業

(6) 作品展示のみの事業

(7) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が、自らが指定を受け管理している施設において行う事業

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付を受けることができる者は、市内に主たる事務所又は活動の拠点を有する企業、団体等とする。

(補助金の交付)

第5条 本補助金の交付は、補助対象事業を実施する者に対し、1年度につき1回に限る。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料、委託料、使用料及び賃借料その他補助対象事業の実施に必要と認められる経費とする。

2 前項の規定に関わらず、交付決定前に支出した経費については、補助対象外とする。

(補助金の額)

第7条 本補助金は、補助対象経費から補助対象事業の実施にあたり生じた収入を除いた額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、20万円を上限とし、予算の範囲内において交付す

る。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請の時期等)

第8条 本補助金の交付申請は、事業を実施する14日前までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の2割を超える減額

(2) 本補助金の増額

(着手届の省略)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は、要しない。

(概算払)

第11条 規則第11条第1項ただし書の規定により、本補助金の全部又は一部を概算払により交付できるものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了後30日以内又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。